

8 計画の体系

基本目標

重点事項

今後の施策

★は新規

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

(1) 人権教育・啓発活動の推進

(2) 地域における活動

(3) 加害者対策への取組

- ① 人権教育の充実
- ② 多様な広報啓発の実施
- ③ 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

① 支援者への研修の充実

② 市町村の取組

③ 民生委員・児童委員、人権擁護委員等の活用

① 加害防止のための広報啓発・教育等

② 加害者更生相談窓口の整備

③ 加害者更生のための指導等に関する検討

① 通報についての啓発活動

② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ

③ 医療機関等との連携・協力

④ 児童虐待 高齢者虐待相談窓口との連携

⑤ 教育機関等との連携

⑥ 通報への対応

★

★

① 沖縄県配偶者暴力相談支援センターの機能強化

② 配偶者暴力相談支援センターの増設

③ 市町村における相談体制の整備

④ 婦人相談員の活用

⑤ 相談機関の相談しやすい環境の整備

⑥ 配偶者等からの暴力に対する相談マニュアルの作成及び活用

⑦ 警察における適切な対応の徹底

⑧ 職務関係者への研修

⑨ 相談担当職員の人メンタルヘルスカケア

★

★

① 一時保護委託先の十分な確保

② 緊急時における安全の確保

③ 移送体制の確保

④ 広域連携の推進

⑤ 一時保護機能の充実

⑥ 医療機関との連携

⑦ 同伴児童への対応

⑧ 被害者の退所時期及び保護期間の延長

⑨ 一時保護所退所後の対応

★

★

(4) 一時保護所退所後の施設における保護

① 長期保護が必要な被害者に係る検討

② 福祉事務所、児童相談所等との連携強化

③ 母子生活支援施設等での支援の充実

④ 母子生活支援施設における広域措置の調整

⑤ 広域連携の推進

★

(5) 医学的・心理学的支援

① 身体的外傷の治療に際しての配慮

② 被害者のメンタルヘルスカケア

③ 医療機関との連携

④ 同伴児童への支援

⑤ 自助グループの立ち上げ、活動への支援

★

(6) 外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

① 外国語での相談対応

② 相談機関、施設等のバリアフリー化

③ 各種福祉サービスの利用における市町村との連携

④ 暴力が児童に与える影響についての啓発、児童への支援

⑤ 教育機関・保育所等における対応

★

(1) 住宅確保に関する支援の充実

① 県営住宅の優先入居の推進

② 県営住宅の目的外使用の検討

③ 市町村への働きかけ

④ 民間賃貸住宅の活用に応じた支援

(2) 経済的支援の充実

① 生活保護制度の適用に応じた支援

② 児童扶養手当の申請に応じた支援

③ その他の手当・貸付金等についての情報提供

(3) 就業に向けた支援

① 職業相談、職業紹介、職業訓練等の活用

② 婦人保護施設等における就業支援の充実強化

③ 身元保証人の確保

(4) 子育て支援

① 保育所の優先入居の活用促進

② 子育て短期支援事業の利用促進

③ 母子家庭等日常生活支援事業の利用促進

④ 母子に対する各種福祉サービスの情報提供

(5) 児童の就学についての支援

① 一時保護期間中の学習支援

② 教育機関等における対応

(6) 国民年金の加入手続き等における支援

① 制度に関する情報提供及び手続きについての支援

② 国民年金の加入手続き等における市町村との連携

(7) 医療保険の加入手続き等における支援

① 制度に関する情報提供及び手続きについての支援

② 医療保険の加入手続き等における市町村との連携

(8) プライバシーの保護

① プライバシー保護の徹底

② 住民基本台帳の閲覧制限についての周知等

(9) 法的支援、司法手続きに関する支援

① 配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令制度の利用等に関する支援

② 警察における被害者の保護対策の徹底

③ 関係機関等における法律相談等の支援制度の周知

④ 子への接近禁止命令への対応

(1) 施策調整機能の強化

① 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡協議会の開催

② 沖縄県配偶者暴力相談支援センターを中心とした調整会議の開催

(2) 職務関係者の資質向上

① 配偶者等からの暴力に対する相談マニュアルの作成及び活用 (再掲)

② 職務関係者への研修 (再掲)

③ 警察における適切な対応の徹底 (再掲)

基本目標4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

(3) 民間団体との協働

① 民間団体との協働による事業実施

② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ (再掲)

③ 医療機関等との連携・協力 (再掲)

④ 民間団体、自助グループへの支援等

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理

① 各機関における苦情処理の体制整備

② 行政オンブズマンの活用

基本理念 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり